

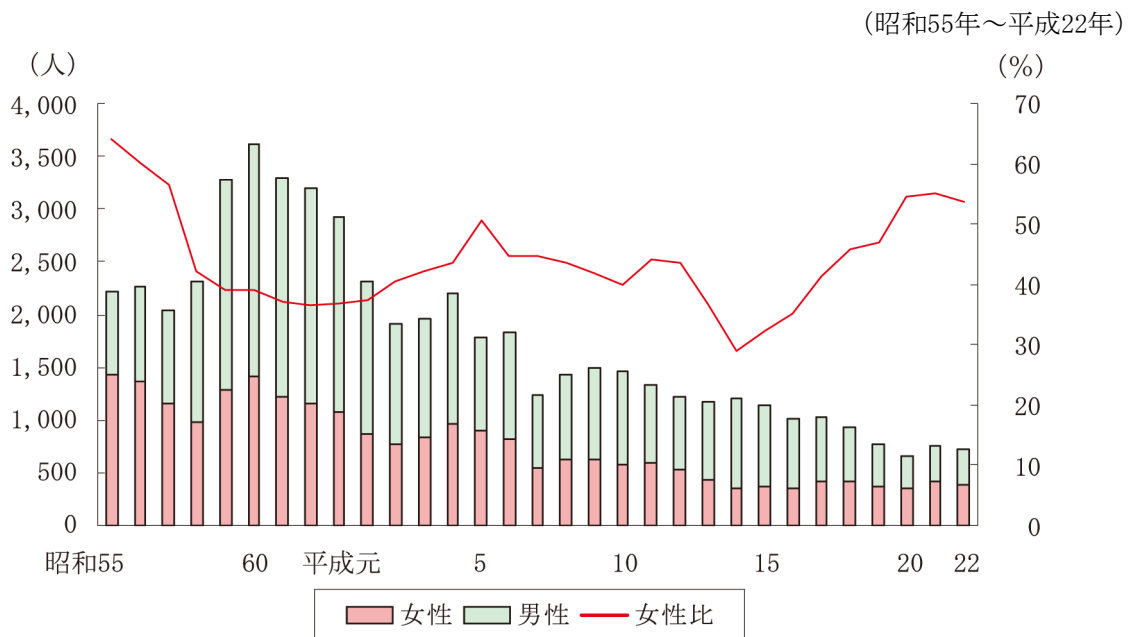
第11章 婦人補導院等の動向

本章では、女性の犯罪に特有な問題として位置付けられる売春等の動向を見る。

昭和55年以降の売春防止法違反の送致人員等の推移を見ると、11-1図のとおりである。

売春防止法違反の送致人員は、同法の罰則が施行された翌年の昭和34年に19,600人（人員は検挙人員による。）と最も多かったが、その後、次第に減少をたどり、57年に2,034人となった後、増加に転じ、60年に3,617人となったが、その後、再度減少傾向となり、平成20年以降は700人前後で推移している。そのうち、女性の送致人員は、昭和55年には1,425人（女性比64.2%）であったが、その後、おおむね減少を続け、平成14年に347人（同28.9%）と昭和55年以降の最少を記録した。その後、女性の同法違反の送致人員は、おおむね400人前後の横ばいで推移している（女性比は上昇傾向）。

11-1図 売春防止法違反の送致人員等の推移

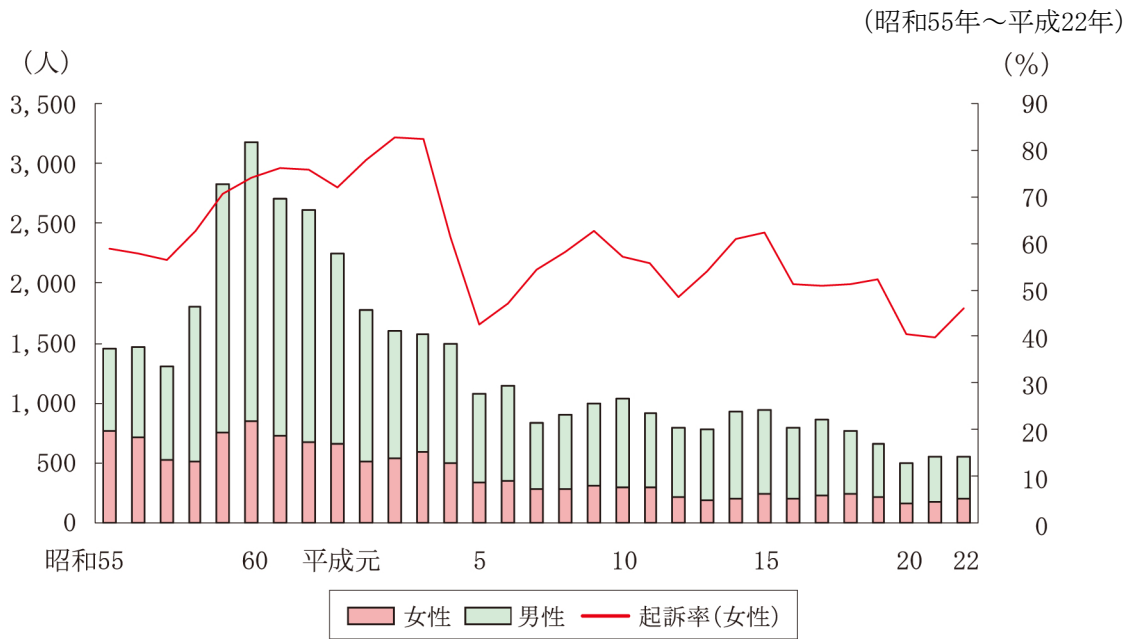


注1 警察庁の統計による。

注2 「女性比」は、売春防止法違反に係る送致人員総数に占める女性の送致人員の比率である。

昭和55年以降の売春防止法違反による起訴人員等の推移を見ると、11-2図のとおりである。女性の売春防止法違反による起訴人員は、昭和55年には766人であったが、61年から平成5年まで明らかな減少傾向にあった後、その後、ゆるやかな減少または横ばいで推移している。女性の起訴率は、昭和59年から平成3年までは70%又は80%を超えていたが、5年以降は、ほとんどの年で60%を下回っている。

11-2図 売春防止法違反の起訴人員等の推移



売春防止法5条違反の罪（売春をする目的で、公衆の目に触れるような方法で勧誘又は客待をしたり、勧誘するため公共の場所につきまとうなどの罪）を犯した成人の女性について、裁判所が懲役刑の執行を猶予する場合には、併せて補導処分に付することができる。婦人補導院は、補導処分に付された者を收容し、更生に必要な補導を行うことを目的とする施設であり、現在、東京に1庁設置されている。婦人補導院を仮退院した者は、補導処分の残期間中、保護観察に付される。

昭和55年以降の婦人補導院の入出院状況を見ると、11-3表のとおりである。昭和55年及び56年に、それぞれ新收容人員が20人であったが、57年から平成3年までは10人未満で推移し（ただし、昭和61年は0人）、4年以降は、7年及び17年にそれぞれ1人の新收容があったのを除き、0人であった。出院については、そのほとんどが退院により出院しており、昭和55年に3人、58年に1人が仮退院により保護観察が開始されたのみである。

11-3表 婦人補導院入出院状況

(昭和55年～平成22年)

年次	入院			出院			
	総数	新収容	その他	総数	退院	仮退院	その他
昭和55年	20	20	-	25	22	3	-
56	20	20	-	20	20	-	-
57	5	5	-	12	12	-	-
58	5	5	-	9	8	1	-
59	5	5	-	2	2	-	-
60	4	4	-	6	6	-	-
61	-	-	-	1	1	-	-
62	3	3	-	1	1	-	-
63	7	7	-	7	7	-	-
平成元	4	4	-	5	5	-	-
2	3	3	-	3	3	-	-
3	2	2	-	1	1	-	-
4	-	-	-	2	2	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-
7	1	1	-	1	1	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-
17	1	1	-	-	-	-	-
18	-	-	-	1	1	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-

注 矯正統計年報による。

平成 24 年 11 月 印 刷

平成 24 年 11 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 株式会社アライ印刷
